

# 令和6年度県内外観光客周遊促進に向けたモニターツアー実施事業業務委託仕様書

## 1 委託業務名

令和6年度県内外観光客周遊促進に向けたモニターツアー実施事業

## 2 委託料（上限）

4,500,000円（消費税及び地方消費税含む。）

## 3 発注者

四国観光立県推進愛媛協議会（以下「協議会」という。）

## 4 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

## 5 目的

コロナ禍を経て本格的に旅行需要が復活し、本県においても順調に観光客数が増加しているが、本県が全国に誇る道後温泉、松山城が所在する中予エリアに観光客数が集中しているため、それ以外のエリアについても観光客数を増加させる必要がある。

その1つとして、教育旅行の誘致を目指し、近年ニーズの高い「SDGs」を題材にしたコンテンツや宿泊施設を中心としたモニターツアーを、旅行会社等の関係者を対象に実施し、教育旅行先として選ばれるようPRするほか、ニーズ把握につなげる。

また、スキー（スノボード含む。以下同様）人口が減り続ける中、県内には利便性がよいスキー場が3つ（久万スキーランド、ソルファオダスキーグレンデ、石鎚スキー場）もあることが県民にあまり知られていないことから、スキー場が最も誘客したいと考えている大学生等の若者を対象にしたモニターツアーを実施し、認知度向上やリピートによるスキー人口の拡大につなげるとともに、課題の抽出も行い更なる誘客につなげる。

## 6 業務内容

### （1）モデルコースの設定

次の地域、題材をめぐるモデルコースを設定すること。（全5コースを想定）

#### ① 教育旅行の誘致拡大を目的とした宿泊付きコース（計2コース）

- ・東予地域への来訪を含むコース（1コース）
- ・南予地域への来訪を含むコース（1コース）

<留意事項>

- ・「SDGs」を題材に、過去の地域振興イベント等で培った、各地域の特色を生かした自然体験・工場見学等を組み込んだコースとすること。

## ② 県内3スキー場を題材とした日帰りコース（各スキー場1コース）

### <留意事項>

- ・スキーリフト券及び道具やウェア等レンタルの費用は参加者の自己負担とすること。

## (2) モニターツアーの企画

業務内容(1)で設定したモデルコースを巡るモニターツアーを企画すること。  
なお、ツアーの実施想定は下記の通りとする。

### ア 実施回数

各コース1回以上

### イ 対象者

#### <コース①>

- ・関東、関西または中部エリアからの教育旅行の誘致を想定し、本事業実施により商品化が見込まれる旅行会社等の関係者を招請すること。
- ・なお、エリア設定については、協議会と協議のうえ決定することとする。

#### <コース②>

- ・県内在住の大学生等の若者でスキー未体験者等を中心としたツアーを実施する。
- ・Instagram上でのマイクロインフルエンサー（フォロワー数1万人以上）等、県内及び近隣県の若者・スキー未体験者への訴求効果が期待できる者を招請し、実誘客に繋がるプロモーションを展開すること。なお、各スキー場とも、最低1人以上は招請すること。

### ウ 参加者数

#### <コース①>

各コース10名以上の参加を想定

#### <コース②>

各コース30名以上の参加を想定

### エ 催行時期

<コース①>令和6年10月～令和7年3月中旬

<コース②>令和6年12月上旬～令和7年3月初旬（スキー場営業期間）

## (3) ツアーの募集

各コースの対象者に合致した周知地域・周知方法により、参加者を集めること。

ア コース①について、効果的な方法で教育旅行を手配する旅行会社や教育機関の関係者を招請すること。コース②について、大学等との連携や各種媒体を使った情報発信等により参加者を集めること。

イ 原則として、参加者からモニターツアーに係る費用を求めないこと。（コース①では、現地までの交通費を本委託料で補填することも可能。）

ただし、コース②ではリフト券及び道具やウェアのレンタル費用は参加者負担とする。

ウ ツアーの募集状況については発注者からの求めに応じて状況報告すること。

#### (4) ツアーの催行

各コースのツアー実施に必要な現場調整等を行い、円滑に催行すること。

ア ツアーにはガイド又は添乗員が帯同し、安全かつ円滑な運行を確保すること。

イ ツアーにおける事故等の責任については、受託者が全て負うこと。

ウ ツアー参加者へのアンケートを実施し、課題やニーズの分析を行うこと。

なお、アンケートの内容は協議会と協議のうえ、決定すること。

### 7 成果品

(1) 事業実施報告書 3部

(2) 上記に係る電子データ 一式

### 8 留意事項

(1) 本業務により作成された成果物等の著作権は、協議会に属するものとし、受託者は、成果物等が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物等に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。また、成果物等に誤りや不備が発見された場合は、委託期間終了後であっても受託者の責任において無償で訂正、補償等を行うものとする。

(2) 本業務の遂行にあたっては、旅行業法や道路運送法等の関係する諸法令を遵守すること。

(3) 適正かつ円滑に本業務を実施するため、協議会と受託者は密接な連絡をとり、本業務の実施にあたり不明な点、または疑義が生じた場合は、速やかに双方が打合せを行うものとする。

### 9 その他

本仕様書に明記していない事項及び不明な点等については、その都度、双方で協議するものとする。